

審 1003-M0042
2010年3月10日

1級および女子1級審判員各位
S級および1級審判インストラクター 各位
地域サッカー協会審判委員会 委員長 各位
都道府県サッカー協会審判委員会委員長 各位

(財)日本サッカー協会審判委員会
委員長 松崎康弘

特定されていないキッカーによるペナルティーキックについて（再確認）

2010年3月6日（土）のJリーグ広島・清水戦における競技規則の不適切な適用があったこともあり、標記判定について下記のとおり説明します。これらを再度確認し、すべての審判員が正しく競技規則を解釈し、適用できるよう、お願いいたします。

記

1. 広島・清水戦で発生した出来事

ペナルティーキックの判定後、競技規則第14条に基づき、ボールと競技者は正しい位置についた。つまり、①ボールは、ペナルティーマーク上に静止され ②GKは、キッカーに面して、ゴールライン上に位置し、③キッカー以外の選手は、エリア外で、マークから9.15m以上離れていた。更には、④ボールをセットした槇野選手は、エリア内でマークから数m離れて立っており、キッカーとして特定された。

そこで、主審は、これらの条件が整ったので、笛を吹いてキックの合図をした。その後、キッカーとして特定されていなかった広島の佐藤選手がキックを行い、主審はボールがゴールに入ったので得点を認めた。

2. 正しい判定

特定されていないキッカーがボールをけたことは、認められるべきではありません。また、特定されていないキッカーが相手を欺いてボールをけたことは、反スポーツ的行為です。更に、反スポーツ的行為が行われてボールがけられたので、ボールがゴールに入る、入らない如何にかかわらず、相手に間接フリーキックが与えられ、試合は再開されることとなります。

したがって、本来ならば、主審は得点を認めず、少なくとも佐藤選手を警告し、清水に佐藤選手が侵入を開始したところから行う間接フリーキックを与えるべきでした。

参考までに、「サッカー競技規則2006 質問と回答」でも、次のように解説されています。

「サッカー競技規則 2006 質問と回答」 第 14 条 (抄)

4. ペナルティーキックが行われるとき、主審が必要な合図を送った後、キックを行う特定した競技者の味方競技者が前進し、代わりにキックを行った。主審のとるべき処置は何か？

主審はプレーを停止し、違反が起きた、すなわち 9.15m 以内に侵入したところから守備側チームの間接フリーキックによって試合を再開する。その競技者を反スポーツ的行為により警告する。

3. 今後の対応

ペナルティーキックの進め方については、他のフリーキックとは異なっています。しっかりと、それを再確認し、どんな場面であっても、競技規則を正しく適用できるようにして下さい。また、必要あれば、質問と回答を含む、過去の競技規則の解釈と適用例についても確認して下さい。

更に副審については、主審の対応が正しくないと判断した場合、躊躇することなく、主審にはっきりとそれを伝え、正しい競技規則の適用を援助するようにして下さい。

また、キッカーが他の競技者の中に入って特定できないような状況であれば、指さしや、声掛け等により、はっきりと特定してから、キックの合図をすることも必要です。

なお、質問と回答はキッカーに代わりキックを行った競技者を警告することになっていますが、トリックの首謀者が明らかに特定されたキッカーである場合は、その競技者も併せて警告することも念頭に置いておいて下さい。

以上

写し送付先： (社) 日本プロサッカーリーグ 羽生英之事務局長 様
(財) 日本サッカー協会 審判委員会 委員 各位